

広島県がんと対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県がんと対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県がんと対策推進条例施行規則（平成二十七年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第二条第六号の規則で定める公道）</p> <p>第二条 条例第二条第六号の規則で定める公道は、条例別表四の項に掲げる施設並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（専門課程を置く専修学校を除く。）及び児童福祉施設の敷地から七メートル以内の公道とする。</p> <p>（条例第二条第十号の規則で定める措置）</p> <p>第三条 条例第二条第十号の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも適合する措置又はこれと同等以上の効果を有する措置とする。</p> <p>一―三 （略）</p> <p>（空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法）</p> <p>第四条 条例第二条第十一号の空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法は、次の各号のいずれにも適合する方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（条例第二条第六号の規則で定める公道）</p> <p>第二条 条例第二条第六号の規則で定める公道は、条例別表四の項に掲げる施設の敷地から七メートル以内の公道とする。</p> <p>（条例第二条第八号の規則で定める措置）</p> <p>第三条 条例第二条第八号の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも適合する措置又はこれと同等以上の効果を有する措置とする。</p> <p>一―三 （略）</p> <p>（空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法）</p> <p>第四条 条例第二条第九号の空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法は、次の各号のいずれにも適合する方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
改正後	改正前
<p>（条例第二十六条第一項の規則で定める公道）</p> <p>第二条 条例第二十六条第一項の規則で定める公道は、条例別表一の項及び同表二の項に掲げる施設の敷地から七メートル以内の公道とする。</p>	<p>（条例第二条第六号の規則で定める公道）</p> <p>第二条 条例第二条第六号の規則で定める公道は、条例別表四の項に掲げる施設並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（専門課程を置く専修学校を除く。）及び児童福祉施設の敷地から七メートル以内の公道とする。</p>

第二条 広島県がんと対策推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

- (条例第二条第十号の規則で定める措置)
- 第三条 条例第二条第十号の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも適合する措置又はこれと同等以上の効果を有する措置とする。
- 一 喫煙区域と禁煙区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。
 - 二 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において禁煙区域から喫煙区域の方向に〇・二メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
 - 三 常にたばこの煙を喫煙区域から直接屋外に排出すること。

(空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法)

- 第四条 条例第二条第十一号の空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法は、次の各号のいずれにも適合する方法とする。
- 一 当該空間のうち出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他利用者一般の利用が想定される区域について、その全部を禁煙区域にするものであること。
 - 二 喫煙区域から禁煙区域への煙の流入の防止に配慮した措置を講じるものであること。

(第三種施設における表示)

- 第五条 条例第二十四条第三号の第三種施設における表示は、当該施設の入口に、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによりしなければならない。
- 一 禁煙とした施設 当該施設の不特定又は多数の者が出入りする室内及びこれに準じる空間(専ら特定の者が出入りする事務室等を除く。以下「不特定又は多数の者が出入りする室内等」という。)の全部について、禁煙区域としている旨の表示をすること。
 - 二 喫煙所による分煙とした施設 不特定又は多数の者が出入りする室内等について、喫煙所による分煙としている旨の表示をすること。
 - 三 その他の分煙とした施設 不特定又は多数の者が出入りする室内等について、喫煙区域と禁煙区域とに分割している旨若しくは喫煙することができる時間以外の時間は喫煙することができない時間としている旨又はその両方の措置をとっている旨の表示をすること。
 - 四 前三号に掲げる施設以外の施設 喫煙することができる旨の表示をすること。

(条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める基準)

(条例第二十六条第一項ただし書の規則で定める基準)

第三条 条例第二十六条第一項ただし書の規則
で定める基準は、次の各号のいずれにも適合
するものとする。
一・二 (略)

第六条 条例第二十五条第一項ただし書の規則
で定める基準は、次の各号のいずれにも適合
するものとする。
一・二 (略)

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年四月一日から施行す
る。